

十文字学園女子大学における物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、十文字学園女子大学（以下「本学」という。）における建設工事、物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、「取引停止」とは、本学の契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止事由の報告)

第3条 経理事務責任者（事務局長）は、本学との購入等契約に係る業者が、別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが判明した場合は、速やかに経理責任者（法人本部長）を経由して理事長に報告しなければならない。

(取引停止の措置)

第4条 理事長は、報道等からの情報又はその他の方法により、業者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当することが判明した場合は、情状に応じて別表各号及びこの要領の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

2 理事長は、前項の規定により取引停止の措置を講じた場合は、当該措置内容について、速やかに当該業者及び経理責任者（法人本部長）並びに経理事務責任者（事務局長）に通知するものとする。

(取引停止に係る特例)

第5条 業者が同一の事案により別表各号の措置要件の2以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に、別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4 経理事務責任者（事務局長）は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 第4条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

6 理事長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第6条 取引停止された業者について、現に、見積書の提出を依頼している場合は、当該依頼等を取消すものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 理事長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限り

でないものとする。

(警告又は注意の喚起)

第8条 理事長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

附則

この要領は、平成27年4月1日から実施する。

別表 取引停止の措置基準

措置要件	期間 (取引停止を決定した日から)
(契約辞退)	
1 本学発注の契約において、契約締結後、履行開始前に当該契約を辞退したとき。	2週以上4月以内
(過失による粗雑な契約履行)	
2 本学発注の契約の履行に当たり、過失により当該契約の履行を粗雑にしたと認められるとき(瑕疵が軽微であると認められるときを除く。)	1月以上3月以内
(契約違反)	
3 本学発注の契約において、納品の事実を偽ったと認められるとき。	1月以上6月以内
4 本学発注の契約において、提出書類に意図的な虚偽があったと認められるとき。	2週以上4月以内
5 第3号及び第4号に掲げる場合のほか、本学発注の契約において、契約に違反し、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	2週以上4月以内
(不正又は不誠実な行為)	
6 前各号に掲げる場合のほか、業務に関し、不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上9月以内
(その他)	
7 前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不適當であると認められるとき。	1月以上9月以内